

入湯税の使途について

入湯税は地方税法第 701 条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和元年度の入湯税（3,581 千円）は、次のとおり活用しました。

【令和元年度入湯税使途状況】

（単位：千円）

充当事業の区分	事業費	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
			入湯税	その他
環境衛生施設の整備	26,856	24,533	121	2,202
鉱泉源の保護管理施設	0	0	0	0
消防施設等の整備	46,240	35,731	549	9,960
観光振興	158,229	102,500	2,911	52,818
合 計	231,325	162,764	3,581	64,980

※入湯税は、各事業費（特定財源除く）の比率に応じて充当しています。